

9月20日から26日は動物愛護週間です。 動物は、愛情と責任を持って最期まで飼いましょう。



★生後91日以上の犬は、町への登録と狂犬病予防注射を実施しなくてはなりません。家族と犬の健康と安全のために必ず実施しましょう。（町への登録とマイクロチップ情報登録はどちらも必要です。）

★石川町では年間数頭が迷子犬として保護されています。

リードや首輪が壊れて迷子になることがないように、定期的に点検を行いましょ。

万が一の時に飼い主がわかるように鑑札、注射済票、マイクロチップを取り付けておきましょう。

★散歩のときには必ずリードを付け、フンは持ち帰るようにしましょう。

★犬や猫がみだりに繁殖して適正な飼養ができなくなるおそれがある場合には、所有者の義務として必ず不妊去勢手術を受けさせてください。

飼犬・飼猫が逃げてしまったら、動物愛護センター、市町村、警察署へすぐに連絡をしましょう。

福島県動物愛護センター ☎024-953-6400

石川町役場防災環境課環境対策係 ☎0247-26-9122

石川警察署 ☎0247-26-2191



★猫は「室内飼い」をしてください。交通事故、病気、迷子で家に戻れなくなるかもしれません。

★万が一の時のために迷子札、マイクロチップをつけて飼い主がわかるようにしておきましょう。

★野良猫にエサを与えた結果、不幸な子猫が生まれるケースが増えています。

「かわいそうだから」という理由であっても、野良猫にエサを与えている方は、その猫の飼い主となり、飼い主としての責任が発生します。

飼い主のいない猫（野良猫）と共生するための方法として

「**地域猫活動**」があります。

「**地域猫活動**」とは、飼い主のいない猫による生活環境の悪化を地域の問題として考え、地域住民が主体となって、その地域にいる飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施し、給餌場所やトイレを適切に管理することで、問題解決に取り組む活動を行います。地域猫活動へのご相談は**動物愛護センター**までお問合せください。